

熊本県 I P M 実践指標【夏秋トマト】

時期	管理項目	管理ポイント	
育苗圃、本圃準備	ほ場及びその周辺の管理	ハウス内及びハウス周辺の除草により害虫の発生を防ぐ。 近紫外線除去フィルムや防虫ネット等の物理的防除資材を早めに設置して害虫の侵入、定着を防止する。 発生が考えられる土壌病害虫に応じて適切な土壌消毒（太陽熱、熱水、蒸気、土壌くん蒸等）を実施する。	
	適切な品種の選定	発生が考えられる土壌病害虫に応じた適切な抵抗性台木を使用する。 発生が考えられる主要病害に応じた病害抵抗性品種（穂木）を使用する。	
育苗期	購入苗からの健全苗の選別	購入時及び2次育苗期間を通して観察を行い、健全苗を選別する。	
	健全苗の育成	無病床土を用いて育苗を実施する。 病害虫による被害苗が見つかったら、直ちに除去する。 防虫ネット等を利用して害虫の育苗ハウス内への侵入を防止する。 定植作業時や定植後に飛来するコナジラミ類やハモグリバエ類等を対象として、登録のある薬剤を定植3日前～定植時に処理する。 病害虫の発生が認められたら、適切な薬剤散布を行い防除する。	
	定植作業	健全苗を選別し、耕種基準に準じた適切な栽植密度で定植する。	
定植、収穫時期	雑草対策	畦面は、プラスチックマルチ被覆により雑草の発生を防止する。 ハウス周辺及びハウス内サイド、妻面は防草シート被覆により雑草の発生を防止する。	
	防除要否の判断	トラップ等を利用して病害虫の発生状況を把握する。 ほ場の観察により病害虫の早期発見に努める。	
	病害対策	施設内が高湿・多湿にならないように内張りに吸湿性フィルムを用いたり、循環扇を利用して適正な換気を行う。 適切な摘葉等により通風採光を確保し、ハウス内湿度の低下を図る。 被害葉や被害果実は直ちに除去、処分する。 ウイルス病の発病株を認めたら、早期に抜き取り、適切に処分する。	
		細菌病の発生が懸念される場合には、発生を助長しないよう、ハサミなどの器具や手の衛生管理を行う。 生物農薬（微生物製剤）を利用した防除を実施する。	
		コナジラミ類、ハモグリバエ類等に対して、近紫外線除去フィルムや黄色粘着テープを利用した物理的防除を行う。 防虫ネット等を利用してチョウ目害虫の侵入を抑制する。	
	虫害対策	被害果実の摘果、害虫の卵塊や若齢用幼虫の捕殺による防除を実施する。 土着天敵に影響の少ない選択性薬剤を利用した防除を実施する。 生物農薬（BT剤、フェロモン等）を利用した防除を実施する。	
		農薬の使用全般	使用前にラベルを読み、十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法を検討した上で使用量・散布方法を決定する。 対象病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、飛散しにくい剤型を選択する。 農薬を散布する場合には、適切な飛散防止措置を講じた上で使用する。 農薬を使用する場合には、同一系統の農薬を連用しない。さらに、当該地域で薬剤抵抗性の発達が確認されている農薬は当該地域では使用しない。
	栽培終了時期	病害対策	次作の発生源となる被害残さは除去、処分する。 細菌病が発生した圃場では、支柱などの用具を消毒する。
		土壌病害、線虫対策	栽培終了時には根の観察を行い、土壌病害や線虫の早期発見に努める。また、被害根があった場合には、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
	全般	病害虫発生予察情報の確認	病害虫防除所が発表する発生予察情報を入手し、確認する。
作業日誌		各農作業の実施日、病害虫・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等の I P M に係わる栽培管理状況を作業日誌として別途記録する。	
研修会等への参加		県や農業協同組合が開催する I P M 研修会等に参加する。	